

公益社団法人新潟市シルバー人材センター会員の就業基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人新潟市シルバー人材センター（以下「センター」という。会員就業規程に基づき、会員の就業条件、就業期間等を定めることにより、より多くの会員に就業機会を提供し、就業の公平化と就業意欲の促進を図ることを目的とする。

(会員の順守義務)

第2条 会員は就業するにあたり、この就業基準を順守し、理念である共働・共助の実現に努めなければならない。

(就業の条件)

第3条 会員の就業にあたっては、希望職種を参考とし、現在の会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能及び経験その他を参酌して、就業する会員を決定するものとする。

(就業日数)

第4条 同一の職種及び同一の場所で年間を通して就業する会員の就業日数は、原則として次のとおりとする。

- 2 1か月の就業日数は、おおむね10日を上回らないものとする。
- 3 月別又は季節的に変動ある職種については、年間おおむね120日を上回らない範囲において、1か月の就業日数は10日を越えることができる。

(就業期間)

第5条 就業期間は、次のとおりとする。

- 2 同一の職種及び同一の場所で年間を通して就業する会員の就業期間は5年を限度とする。ただし、次に就業する会員がいない場合は、引き続き就業することができる。また、就業する会員がいた場合には、速やかに交代するものとする。
- 3 会員への通知は、6カ月前に行うものとする。

(苦情処理等)

第6条 苦情処理等は、次のとおりとする。

- 2 会員の就業の適否及び就業基準に関する苦情を処理するための機関は、就業公平化問題検討会議で処理するものとする。
- 3 就業公平化問題検討会議の構成は就業対策委員長、当該会員が所属する地区の地区代表及び就業対策委員会を担当する業務委員、業務課課長及び業務課担当職員とする。
(委任)

第7条 この要綱の運用に関し疑義が生じたときは、理事長に委任する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し第5項の規定にかかわらず、平成14年9月30日現在、就業中会員の就業終了日は、次のとおりとする。

就業期間	10年以上	5年以上 10年未満	4年以上 5年未満
就業終了日	平成 15年3月31日	平成 15年6月30日	平成 15年9月30日

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し第5項の規定にかかわらず、令和7年3月31日現在、就業中会員の就業終了日は、次のとおりとする。

就業期間	10年以上	5年以上 10年未満
就業終了日	令和 7年9月30日	令和 8年3月31日

- 3 当面の間、公共事業及び民間事業所の施設管理業務を対象とする。